

庄内広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長

庄内広域水道企業団規則第9号

庄内広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、庄内広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（令和8年庄内広域水道企業団条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 条例の施行については、次の号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。

(1) 鶴岡市から派遣されている職員 鶴岡市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成17年鶴岡市規則第45号）の適用を受ける鶴岡市職員の例による。

(2) 酒田市から派遣されている職員 酒田市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成17年酒田市規則第40号。以下「酒田市育児休業規則」という。）の適用を受ける酒田市職員の例による。

(3) 庄内町から派遣されている職員 庄内町職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成17年庄内町規則第36号）の適用を受ける庄内町職員の例による。

2 職員のうち非常勤である職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の育児休業及び部分休業については、前項の規定にかかわらず酒田市育児休業規則の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第3条 この規則に規定するもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。